

令和5年12月議会市長定例記者会見

日 時 令和5年11月20日(月)
午前11時～
会 場 401 会議室

1 補正予算

No.	タイトル	担当課	頁
1-1	各会計予算規模（令和5年度）	財政課	1
1-2	12月補正予算（案）の概要 11月7日付専決補正予算の概要		2
2	農業経営の継続に向けた支援制度の創設について	農政課	1 2

2 条例案件

No.	タイトル	担当課	頁
3	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等について	人事課	1 3

3 その他

No.	タイトル	担当課	頁
4	公共下水道整備を見直した区域における下水道法第16条に基づく工事に伴う下水道使用料の減免制度の創設について	生活排水対策課	1 4
5	上越市脱炭素経済ネットワークの設立について	環境政策課	1 5

各会計予算規模（令和5年度）

（単位：千円、％）

会計		令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	前年度 当初比	現計予算額	11月7日 専決予算額	12月補正 予算額（案）	12月補正後予算額 （案）	今年度 当初比
		A	B	B/A				C	C/B
一般会計		97,782,392	94,793,141	▲ 3.1	102,681,895	62,230	1,264,783	104,008,908	9.7
特別会計	国民健康保険	17,331,974	16,260,782	▲ 6.2	16,237,816		538,438	16,776,254	3.2
	診療所	444,305	432,668	▲ 2.6	432,668		▲ 8,097	424,571	▲ 1.9
	介護保険	23,950,043	24,232,477	1.2	24,718,882		▲ 1,977	24,716,905	2.0
	後期高齢者医療	2,295,825	2,400,234	4.5	2,437,904			2,437,904	1.6
	工業用水道事業清算	0	146,980	皆増	147,277			147,277	0.2
事業会計	病院事業	3,695,793	3,271,413	▲ 11.5	3,271,413		138	3,271,551	0.0
	下水道事業	19,577,674	21,123,099	7.9	21,123,099		16,107	21,139,206	0.1
	ガス事業	8,707,727	11,369,625	30.6	11,369,625		▲ 2,121	11,367,504	▲ 0.0
	水道事業	9,388,711	10,438,536	11.2	10,438,536		3,971	10,442,507	0.0
	工業用水道事業	16,989	0	皆減	0			0	0.0
合計		183,191,433	184,468,955	0.7	192,859,115	62,230	1,811,242	194,732,587	5.6

配布資料	
資料No.	1 - 2
担当課	財政課

12月補正予算（案）の概要

[単位：千円]

■ 一般会計 …………… 1,264,783千円

予算規模（補正前 102,744,125千円 → 補正後 104,008,908千円）

◆ 歳 入

① 使用料及び手数料（1,594,708 → 1,653,945）		59,237千円
休日・夜間診療所使用料	33,052千円	
家庭系廃棄物処理手数料	26,185千円	
② 国庫支出金（12,762,563 → 12,815,572）		53,009千円
障害者医療費負担金	13,042千円	
産前産後保険料負担金	178千円	
児童扶養手当給付費負担金	1,425千円	
新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	13,030千円	
令和5年発生道路橋梁災害復旧費負担金	9,338千円	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	14,088千円	
障害者自立支援事業費等補助金	1,908千円	
③ 県支出金（7,100,146 → 7,358,713）		258,567千円
障害者医療費負担金	6,521千円	
産前産後保険料負担金	89千円	
重度心身障害者医療費助成事業補助金	6,321千円	
ひとり親家庭等医療費助成事業補助金	2,846千円	
子ども医療費助成等交付金	▲ 6,433千円	
新型コロナウイルス感染症入院医療機関等設備整備事業費補助金	1,301千円	
デジタル田園都市国家構想交付金	300千円	
機構集積協力金交付事業費補助金	28,515千円	
震災対策農業水利施設整備事業補助金	8,090千円	
強い農業づくり総合支援交付金	205,146千円	
令和5年発生農地、農業用施設災害復旧事業補助金	5,871千円	
④ 寄附金（175,051 → 280,051）		105,000千円
一般寄附金	105,000千円	
⑤ 繰入金（2,900,507 → 3,667,358）		766,851千円
国民健康保険特別会計高額療養費等繰入金	2,638千円	
財政調整基金繰入金	764,213千円	

⑥ 諸収入 (3,074,895 → 3,092,414)		17,519 千円
重度心身障害者医療費助成事業高額療養費返納金	3,168 千円	
自立支援更生医療還付金 (過年度分)	5,904 千円	
場外舟券発売場施設転貸料	627 千円	
学校災害賠償保険金	7,820 千円	
⑦ 市債 (6,459,048 → 6,463,648)		4,600 千円
令和5年発生道路橋梁災害復旧事業	4,600 千円	

◆ 歳 出

① 企画調整費		149,434 千円
	(寄附金 105,000、一般財源 44,434)	
ふるさと納税による寄附金の見込み額にあわせ、ふるさと上越応援基金等積立金及び返礼品代等を増額するもの。		
② 並行在来線対策事業		3,585 千円
	(一般財源 3,585)	
エネルギー価格の高騰の影響を受けている地域鉄道に対し、県や沿線自治体と協調して支援を行うもの。		
③ 戸籍住民基本台帳費	繰越明許	20,272 千円
	(国庫支出金 14,088、一般財源 6,184)	
戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍等の氏名に振り仮名を記載するためのシステム改修費用を増額するもの。		
④ 国民健康保険特別会計繰出金		4,812 千円
	(国庫支出金 178、県支出金 89、一般財源 4,545)	
地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険特別会計への繰出金を増額するもの。 (このほか、給与費等の整理に伴う繰出金の増減あり)		
⑤ 介護保険特別会計繰出金		▲ 5,084 千円
	(一般財源 ▲5,084)	
令和6年4月に実施予定の介護保険制度改正に係るシステム改修に伴い、介護保険特別会計への繰出金を増額するもの。 (このほか、給与費等の整理に伴う繰出金の増減あり)		
⑥ 福祉業務管理システム開発・運営費		3,817 千円
	(国庫支出金 1,908、一般財源 1,909)	
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの報酬改定に係るシステムの改修に要する経費を増額するもの。		
⑦ 重度心身障害者医療費助成事業		18,949 千円
	(県支出金 6,321、繰入金 2,638、諸収入 3,168、一般財源 6,822)	
重度心身障害者医療費について、当初の見込みを上回ることから増額するもの。		
⑧ 軽・中等度難聴者補聴器助成事業		1,955 千円
	(一般財源 1,955)	
軽・中等度難聴者補聴器購入費助成金について、今後の申請状況を見込み増額するもの。		
⑨ 移動支援事業		5,449 千円
	(一般財源 5,449)	
タクシー利用料金等助成費について、今後の申請状況を見込み増額するもの。		
⑩ 自立支援医療費支給事業		26,084 千円
	(国庫支出金 13,042、県支出金 6,521、一般財源 6,521)	
過年度に支出した給付費の過誤調整額が当初見込みを下回った結果、給付費に不足が生じることから、所要額を増額するもの。		

- ⑪ 児童扶養手当給付事業 4,274 千円
(国庫支出金 1,425、一般財源 2,849)
児童扶養手当の支給額が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ⑫ ひとり親家庭等支援事業 5,516 千円
(県支出金 2,846、一般財源 2,670)
ひとり親家庭等医療費の助成額が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ⑬ 妊産婦・子ども医療費助成事業 88,188 千円
(県支出金 ▲6,433、一般財源 94,621)
妊産婦医療費及び子ども医療費の助成額が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ⑭ 予防接種事業 13,030 千円
(国庫支出金 13,030)
予防接種健康被害救済制度に基づき、予防接種健康被害認定者への給付に係る経費を増額するもの。
- ⑮ 休日・夜間診療所管理運営費 2,694 千円
(使用料及び手数料 33,052、県支出金 1,301、一般財源 ▲31,659)
休日・夜間診療所において、新型コロナウイルス感染症患者を含む発熱患者の診療を開始したことに伴い、医薬材料費が当初の見込みを上回ることから所要額を増額するもの。
- ⑯ ごみ収集運搬事業 37,050 千円
(使用料及び手数料 26,185、一般財源 10,865)
燃やせるごみ及び生ごみの指定袋作成委託料について、物価の高騰に伴い作成単価が当初の見込みを上回ったことなどから、所要額を増額するもの。
- ⑰ 雇用対策事業 15,321 千円
(県支出金 300、一般財源 15,021)
移住・就業支援金を今後の申請見込みにあわせて増額するもの。
- ⑱ 農地渇水・高温対策事業 228,704 千円
(一般財源 228,704)
今夏の少雨と高温の影響により、農業収入が減少し、厳しい経営状況に直面している農業者等に対し、次年度の営農継続に向けて経営リスクに備えつつ生産意欲が保持できるよう、高騰する生産資材の購入に係る経費の一部を支援する制度を創設するもの。
- ⑲ 水田農業推進事業 205,146 千円
(県支出金 205,146)
繰越明許
JAえちご上越が国の補助事業を活用して整備する、乾燥調製施設に対する補助金を増額するもの。
- ⑳ 担い手育成確保支援事業 28,515 千円
(県支出金 28,515)
農地中間管理機構を活用した農地の集積化に伴い、農地の所有者及び地域に対して交付する機構集積協力金が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ㉑ 農業用施設等維持管理費 1,080 千円
(一般財源 1,080)
農業水利施設への電気料金高騰に対する補助金が当初の見込みを上回ることから増額するもの。
- ㉒ 土地改良事業 8,844 千円
(県支出金 8,090、一般財源 754)
繰越明許
防災減災対策の推進に向け、県補助金の追加交付分を活用して、令和6年度に予定していた、ため池ハザードマップの作成を前倒して実施するための経費を増額するもの。

- ⑳ 商業振興支援事業 627 千円
(諸収入 627)
東京都府中市が設置するオアレ上越の増床に伴い、当市が転貸することとなる当該施設の増床分の借上料を増額するもの。
- ㉑ 設備投資促進事業 7,289 千円
(一般財源 7,289)
新潟県南部産業団地の分譲に伴い、産業団地等取得補助金を増額するもの。
- ㉒ 新型コロナウイルス感染症経済対策費 38,187 千円
(一般財源 38,187)
新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けている中小企業者等が県の制度融資を利用する際の借入利子の一部を支援する利子補給補助金を今後の申請見込みにあわせて増額するもの。
- ㉓ 直江津屋台会館管理運営費 1,438 千円
(一般財源 1,438)
直江津屋台会館の光熱水費等について、使用量が当初の見込みを上回ることから増額するもの。
- ㉔ 観光施設等管理事業 繰越明許 37,805 千円
(一般財源 37,805)
マリンホテルハマナス及び鶴の浜人魚館において使用する事業用車両を更新する経費を増額するもの。
(このほか、エネルギー価格の高騰に伴う光熱費の増額あり)
- ㉕ 道路維持費 18,471 千円
(一般財源 18,471)
今夏の高温による市道の舗装陥没等が多数発生したことにより、今後の道路維持修繕工事費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの。
(このほか、エネルギー価格の高騰に伴う光熱費の増額あり)
- ㉖ 下水道費 16,107 千円
(一般財源 16,107)
下水道事業会計において、企業債の利息及び償還金に不足が見込まれることから、同会計への繰出金を増額するもの。
(このほか、給与費等の整理に伴う繰出金の増減あり)
- ㉗ 学校保健管理費 7,200 千円
(諸収入 7,200)
平成21年に市立小学校において発生した人身事故について、相手方との協議が整ったことから、損害賠償金を増額するもの。
- ㉘ 農地、農業用施設災害復旧費 繰越明許 6,640 千円
(県支出金 5,871、一般財源 769)
本年7月の豪雨により被災した牧区棚広地内の農業用水路の復旧工事に要する経費を増額するもの。
- ㉙ 道路橋梁災害復旧費 繰越明許 16,000 千円
(国庫支出金 9,338、市債 4,600、一般財源 2,062)
本年9月の豪雨により被災した市道国府団地環状線の復旧工事に要する経費を増額するもの。
- ㉚ 予備費 50,000 千円
(一般財源 50,000)
今夏の少雨と高温による農作物等への被害軽減対策のほか、9月以降の集中豪雨により被災した農地、農業用施設及び、市道における災害の復旧に要する経費などについて、予備費を充用し対応してきたことから、今後の不測の事態に備え、増額するもの。
- その他、エネルギー価格の高騰に伴い、指定管理施設を含む公共施設における燃料費や電気料金等の光熱費に不足が見込まれることから、所要の経費を増額するもの。
(直営施設：43,753千円、指定管理施設：83,856千円)
また、人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合及び一般職の職員の給料月額を引き上げるなどの給与改定を実施するとともに、人事異動に伴う給与費等の整理を行うもの。
(特別会計への繰出金を含む)

◎ 債務負担行為(追加)

障害福祉システム改修業務委託料

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 4,961 千円

指定管理者との協定に基づく上越人材ハイスクール管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 43,750 千円

指定管理者との協定に基づくワークパル上越管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 91,709 千円

指定管理者との協定に基づく大島生活改善センター管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 1,145 千円

指定管理者との協定に基づく大島旭農村環境改善センター管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 1,705 千円

指定管理者との協定に基づく菖蒲農村環境改善センター管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 1,885 千円

指定管理者との協定に基づく大島若者交流会館管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 3,475 千円

指定管理者との協定に基づくくびき食彩工房管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 19,640 千円

指定管理者との協定に基づく雪だるま物産館管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和8年度まで
限度額 9,555 千円

指定管理者との協定に基づく月影の郷管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和8年度まで
限度額 13,500 千円

指定管理者との協定に基づくくわどり市民の森管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 89,300 千円

松くい虫対策事業

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 46,847 千円

指定管理者との協定に基づく菖蒲高原緑地休養広場管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和8年度まで
限度額 17,181 千円

指定管理者との協定に基づく大島やまざくら管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 43,080 千円

工業団地整備事業

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 894,185 千円

指定管理者との協定に基づく上越市五智歴史の里会館管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和8年度まで
限度額 18,750 千円

ホテル光鱗空調設備更新工事

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 42,955 千円

道路維持事業（市道外側線の計画的修繕）

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 26,208 千円

道路維持事業（市道舗装の計画的修繕）

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 172,117 千円

除雪費（除雪機械購入費）

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 430,716 千円

指定管理者との協定に基づく高田城址公園野球場等17施設管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 378,630 千円

指定管理者との協定に基づく柿崎総合運動公園野球場等5施設管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 267,280 千円

指定管理者との協定に基づく上越市立オールシーズンプール管理運営業務委託料

期 間 令和5年度から令和10年度まで
限度額 248,107 千円

◎ 債務負担行為(変更)

上越市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去委託料

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 37,923 千円

観桜会事業補助金

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 68,255 千円

清里区スクールバス等運行事業

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 17,800 千円

■ 国民健康保険特別会計 …………… 538,438千円

予算規模（補正前 16,237,816千円 → 補正後 16,776,254千円）

一般会計と同様に、給与改定並びに人事異動に伴う給与費等の整理を行うもの。
また、地方税法施行令の一部改正を受け、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税を減額するとともに、システム改修に要する費用を増額するほか、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。

◆ 歳 入

・ 国民健康保険税（2,780,069 → 2,779,712）……………	▲ 357 千円
・ 県支出金（12,146,273 → 12,680,256）……………	533,983 千円
・ 繰入金（1,247,122 → 1,251,934）……………	4,812 千円

◆ 歳 出

・ 総務費（174,345 → 178,800）……………	4,455 千円
・ 保険給付費（11,831,785 → 12,365,768）……………	533,983 千円

■ 診療所特別会計 …………… ▲8,097千円

予算規模（補正前 432,668千円→ 補正後 424,571千円）

一般会計と同様に、給与改定並びに人事異動に伴う給与費等の整理を行うもの。

◆ 歳 入

・ 繰入金（178,143 → 170,046）……………	▲ 8,097 千円
-------------------------------	------------

◆ 歳 出

・ 総務費（324,951 → 316,854）……………	▲ 8,097 千円
-------------------------------	------------

■ 介護保険特別会計 …………… ▲1,977千円

予算規模（補正前 24,718,882千円 → 補正後 24,716,905千円）

一般会計と同様に、給与改定並びに人事異動に伴う給与費等の整理を行うもの。
また、令和6年度に予定されている介護保険制度改正に係る介護保険事務処理システムの改修経費を増額するとともに、完了が次年度となることから新たに債務負担行為を設定するもの。

◆ 歳 入

・ 国庫支出金（5,875,031 → 5,878,138）……………	3,107 千円
・ 繰入金（3,745,604 → 3,740,520）……………	▲ 5,084 千円

◆ 歳 出

・ 総務費（405,759 → 403,782）……………	▲ 1,977 千円
-------------------------------	------------

◎ 債務負担行為

介護保険事務処理システム改修業務委託料
期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 4,422 千円

■ 病院事業会計 138千円

予算規模（補正前 3,271,413千円 → 補正後 3,271,551千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計と同様に、給与改定を実施するもの。

◆ 収益的支出

- ・ 病院事業費用（3,029,158 → 3,029,296） 138 千円

■ 下水道事業会計 16,107千円

予算規模（補正前 21,123,099千円 → 補正後 21,139,206千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計と同様に、給与改定並びに人事異動に伴う給与費等の整理を行うもの。

また、企業債の利息及び償還金が当初の見込みを上回ったことから、所要額を増額するほか、令和6年度に予定する公共下水道汚水整備事業及び雨水整備事業について、早期発注により施工時期の平準化を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの。

◆ 収益的収入

- ・ 下水道事業収益（9,366,120 → 9,379,648） 13,528 千円

◆ 収益的支出

- ・ 下水道事業費用（9,106,725 → 9,120,579） 13,854 千円

◆ 資本的収入

- ・ 下水道事業資本的収入（9,647,210 → 9,649,789） 2,579 千円

◆ 資本的支出

- ・ 下水道事業資本的支出（12,016,374 → 12,018,627） 2,253 千円

◎ 債務負担行為(追加)

公共下水道汚水整備事業

期 間 令和5年度から令和6年度まで

限度額 450,188千円

公共下水道雨水整備事業

期 間 令和5年度から令和6年度まで

限度額 128,795千円

■ ガス事業会計 …………… ▲2,121 千円

予算規模（補正前 11,369,625千円 → 補正後 11,367,504千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般職の職員と同様に、企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理するもの。

また、令和6年度に予定するガス管入替等の工事について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの。

◆ 収益的支出

・ ガス事業費用（9,356,537 → 9,352,428）…………… ▲4,109 千円

◆ 資本的支出

・ 資本的支出（2,013,088 → 2,015,076）…………… 1,988 千円

◎ 債務負担行為

ガス管入替工事

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 275,963千円

■ 水道事業会計 …………… 3,971千円

予算規模（補正前 10,438,536円 → 補正後 10,442,507千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

特別職及び一般職の職員と同様に、ガス水道事業管理者及び企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理するもの。

また、令和6年度に予定する水道管入替等の工事について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの。

◆ 収益的支出

・ 水道事業費用（5,540,817 → 5,548,691）…………… 7,874 千円

◆ 資本的支出

・ 資本的支出（4,897,719 → 4,893,816）…………… ▲ 3,903 千円

◎ 債務負担行為(追加)

水道管入替工事

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 280,069千円

舗装工事

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 6,930千円

空気弁入替工事

期 間 令和5年度から令和6年度まで
限度額 46,200千円

11月7日付専決補正予算の概要

■ 一般会計 62,230千円

予算規模（補正前 102,681,895千円 → 補正後 102,744,125千円）

10月21日の大雨などにより被災した市道、林道及び農地、農業用施設において、迅速な復旧対応を行うため、補正予算を専決処分したものの。

◆ 歳入

① 分担金及び負担金（239,060 → 241,451）		2,391 千円
令和5年発生農地、農業用施設災害復旧事業分担金	2,391 千円	
② 繰入金（2,840,668 → 2,900,507）		59,839 千円
財政調整基金繰入金	59,839 千円	

◆ 歳出

① 農地、農業用施設災害復旧費		57,883 千円
	（分担金及び負担金 2,391、一般財源 55,492）	
② 林業用施設災害復旧費		1,990 千円
	（一般財源 1,990）	
③ 道路橋梁災害復旧費		2,357 千円
	（一般財源 2,357）	

配 布 資 料	
資料No.	2
担当課	農政課

農業経営の継続に向けた支援制度の創設について

1 目的・概要

今夏の少雨と高温の影響により、農業収入が減少し、厳しい経営状況に直面している農業者等に対し、次年度の営農継続に向けて経営リスクに備えつつ生産意欲が保持できるように、高騰する生産資材の購入に係る経費の一部を「農業経営継続支援金」として、最大20万円を給付する。

2 事業内容

(1) 対象者

市内で農業等を営む者（個人事業主、農業法人、農事組合法人、兼業農家など）

(2) 給付要件

- ・現在、営農活動に取り組んでいて、令和6年度も継続する意思があること
- ・令和4年分の確定申告を行っていて、農業収入（販売金額）が1円以上あること

(3) 対象経費・支援金額

- ・令和4年分の確定申告書（直近事業年度の決算書）に計上した生産資材費（種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費）の合計額の18.0%（物価上昇分）に相当する額を給付する。【上限額20万円】
 ※「18.0%」は、農林水産省の農林水産統計（農業生産資材価格指数）に基づき算定した物価上昇率を適用
- ・ただし、令和5年度及び令和6年度に農業経営の安定化を図るセーフティネット（収入保険制度や農業共済制度など）に未加入の場合は、支援金の算定額の1/2を給付する。

(4) その他

- ・申請方法等の詳細は、令和5年12月下旬にチラシや市ホームページ等で周知する予定
- ・申請受付は、令和6年2月開始予定（申請受付期間は1か月程度）

3 補正予算

(単位：千円)

項 目		補正前	補正額	補正後
委託料	運營業務委託料	0	10,641	10,641
負担金補助 及び交付金	農業経営継続支援金	0	218,063	218,063
合 計		0	228,704	228,704

配 布 資 料	
資料No.	3
担当課	人事課

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等について

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の職員及び特別職の給与改定を行うもの

2 令和5年度給与改定の内容

(1) 一般職の職員

- 月例給は、平均で約0.9%引上げ
 - ・若年層に重点を置いた全年齢層の給料月額引上げ（1,000～12,800円増）
 - ・大卒初任給は11,000円増（185,200円→196,200円）
 - ・高卒初任給は12,000円増（154,600円→166,600円）

- ボーナスは、最大0.1月分引上げ

- ・年間の期末・勤勉手当の支給月数を年4.4月から4.5月に引上げ

※正規職員1人当たりの年間給与は約6.7万円増

(2) 特別職（議員、市長、副市長、教育長及びガス水道事業管理者）

- ボーナスは、0.1月分引上げ

- ・年間の期末手当の支給月数を3.3月から3.4月に引上げ

※年間の給与は議長6.4万円増、市長9.9万円増、副市長7.9万円増

(3) 施行期日

公布の日（適用日は令和5年4月1日）

※会計年度任用職員は令和6年4月1日

3 給与改定による職員人件費の補正額（ガス水道局の職員を含む）

- ・補正額 159,091千円

配 布 資 料	
資料No.	4
担当課	生活排水対策課

公共下水道整備を見直した区域における 下水道法第 16 条に基づく工事に伴う下水道使用料の減免制度の創設について

1 下水道使用料の減免制度の概要

(1) 目的

- ・上越市下水道事業経営戦略（令和 5 年 2 月改定）に基づき、公共下水道整備を見直した区域において、下水道法第 16 条の規定により下水道管理者である市に代わって、下水道整備を行う人及び団体（以下「民間事業者等」という。）に対して、負担軽減を図るため、制度を創設するもの。

(2) 対象区域

- ・上越市下水道事業経営戦略に基づき、公共下水道整備を見直した区域

(3) 対象者

- ・下水道法第 16 条の規定に基づき、下水道工事を行う民間事業者等

(4) 対象経費

- ・民間事業者等における下水道整備に要する調査設計及び工事費
- ・ただし、民間事業者等における工事費と、下水道法第 16 条の申請に基づき、市が設計及び積算基準（単価）を用いて算出した工事費のいずれか低い額とする。

(5) 下水道使用料の減免額

- ・対象経費の 75%相当額を、下水道使用料から減免する。

(6) 下水道使用料の減免期間

- ・減免額が対象経費の 75%に達するまで
- ・ただし、最長で 8 年間とする。

(7) 制度の対象期間

- ・令和 10 年度まで（当該年度までに完了する工事を対象とする。）

2 減免制度の施行について

- ・令和 6 年 4 月 1 日（予定）

配 布 資 料	
資料No.	5
担当課	環境政策課

上越市脱炭素経済ネットワークの設立について

1 目 的

脱炭素社会の形成に向けた情報共有、連携・協力体制の構築

【短期的視点】・地域の産業界の声を踏まえた脱炭素施策の推進

- ・市内事業者による省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入等の取組の強化

- ・市内事業者同士の連携による新たなチャレンジの創出

【長期的視点】・脱炭素を通じた地域の将来像の共有と連携強化

- ・市内事業者の省エネ・再エネ分野への新規事業参入・競争力強化

2 体制・構成員

- ・行政と産業界が連携し、上越市における脱炭素社会への移行を推進するための緩やかな連携組織として発足する。

- ・ネットワークの活動は「幹事会」と「勉強会」により実施する。

(1)幹事会：市内事業者、大手エネルギー事業者、支援機関の19団体で構成する。

※市内事業者は、上越商工会議所エネルギー・環境委員会委員

(2)勉強会：(1)に加え幅広い事業者を対象に参加可能とする。

3 活動内容

(1)幹事会

- ・ネットワークの運営及び脱炭素施策に係る情報交換の場として開催する。

(2)勉強会

- ・市内事業者を対象に、脱炭素に係る最新技術・制度等について、各回テーマを設定した勉強会を開催する。(構成団体及び希望事業者が参加可能)

- ・行政の施策や取組(支援制度等)のほか、各事業者等の省エネ・再エネに係る取組状況、大手エネルギー事業者の取組等、関係者同士の情報交換も行う。

4 発足式について

日時：令和5年11月28日(火)午後1時30分～

会場：上越市ガス水道局 3階 会議室